【主な施策】

・認知症高齢者グループホーム緊急整備【再掲】〔福祉保健局〕

認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、都独自の促進策により、引き続き整備を進めます。

【現状】	→	【目標】
平成 20 年度末見込 4, 334 人	→	平成 23 年度末見込 6, 200 人

都独自の整備促進策

○　整備・改修の補助対象を民間企業へ拡大するとともに、土地や建物の所有者がグループホーム事業者に賃貸する場合にも拡大
○　都が指定する整備率の低い重点地域では補助率をアップ
○　区市町村が独自に実施する整備費補助についても支援

・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業【再掲】〔福祉保健局〕

未利用の都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・認知症高齢者グループホームの防火対策緊急整備支援事業【再掲】〔福祉保健局〕

設置が義務化された既存の認知症高齢者グループホームに対して、消防用設備設置のための経費を支援することにより、グループホームの防火安全対策を強化します。

６　地域密着型サービスの整備

【現状と課題】

○　平成 18 年 4 月の介護保険制度改正で、在宅で 365 日 24 時間の安心を提供することなど、住み慣れた地域で多様かつ柔軟なサービスを、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等が地域や人との関わりを失うことなく利用できることを想定して日常生活圏域[7]内での地域住民の利用を基本とする「地域密着型サービス」が新たに類型化されました。

○　区市町村は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、区市町村内をいくつかの日常生活圏域に分け、その圏域ごとに各サービス利用見込量を定めるとともに、入所系・入居系地域密着型サービスの必要利用定員総数を設定することとされています。

＜地域密着型サービスの仕組み＞

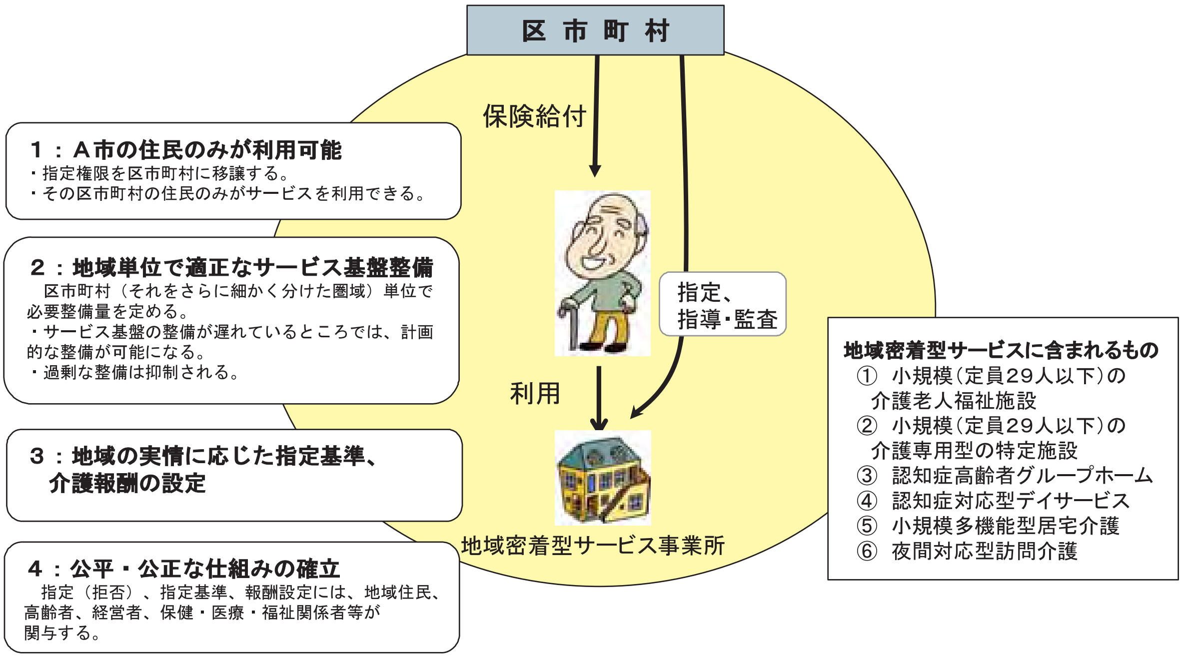

資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

---

[7] 日常生活圏域
　区市町村が住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス基盤の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。地域の実情によって、小学校区単位、中学校区単位など、さまざまな設定が可能である。

〔夜間対応型訪問介護〕

○　平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設された夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回と通報による随時対応を併せた訪問介護の提供により、24 時間安心して生活できる体制を整備することを目的として導入された新たな介護サービスです。

○　利用者からの通報を受けるオペレーションセンターについては、おおむね利用者 300 人につき、1 か所以上を設置することとされています。しかし実際には、1 事業所当たりの利用者数は、平均 29.3 人（平成 20 年 1 月）[8]と少なく、ほとんどの事業所が赤字経営となっています。

〔小規模多機能型居宅介護〕

○　同じく平成 18 年 4 月に創設された小規模多能型居宅介護は、事業所所在地の区市町村の要介護者・要支援者が登録し（最大 25 名まで）、「通所」を中心に、「訪問」や「宿泊」の各サービスを、同じスタッフが一体的・継続的に提供することにより、高齢者の安心感を確保しながら住み慣れた地域での生活を支える有効なサービスであり、都内でも積極的に普及させていく必要があります。

○　新しいサービスであるために地域住民の認知度が低いこと、都内のデイサービスが一定程度普及していること等が影響し、登録定員に対する登録者（利用者）の割合である登録率は、平均 63％と低く、事業者は登録者（利用者）を十分に確保できないため、事業所の約 3 分の 2 が赤字経営となっています。このため、小規模多機能型居宅介護の設置は、計画どおりに進んでいません。

＜都内の小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数等＞

	登録者数　A	登録定員　B	登録率（A／B）
平成 19 年 9 月 （調査対象：24 事業所）	13.88 人	22.13 人	62.7％

資料：東京都福祉保健局「小規模多機能型居宅介護実態調査」（平成 20 年 6 月）

〔地域密着型介護老人福祉施設〕

○　介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスの中の地域密着型介護老人福祉施設は 29 人以下の小規模な施設のため、スケールメリットが働かず、収支差額率は低く、経営が厳しいことから施設設置が進みにくい状況です。

[8] 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

＜地域密着型サービスの開設状況＞

	事業所・施設数	
	平成 18 年 4 月	平成 20 年 9 月
夜間対応型訪問介護	4	28
認知症対応型通所介護 （デイサービス）	357	399
小規模多機能型居宅介護	0	38
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	209	280
地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護専用型有料老人ホーム）	0	5
地域密着型介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	0	1

【施策の方向】

〔夜間対応型訪問介護〕

○　夜間対応型訪問介護事業所ごとに設置することとされているオペレーションセンターについて、利用者 300 人以内の場合には、複数の隣接する区市町村による共同利用を支援します。

〔小規模多機能型居宅介護〕

○　認知症高齢者の在宅生活を支える重要な拠点である、小規模多機能型居宅介護事業所については、平成 23 年度末までに区市町村の整備目標である 177 か所が達成できるよう支援を行います。

○　小規模多機能型居宅介護事業所については、公有地活用の推進や適合高齢者専用賃貸住宅等との合築・併設についても補助を行い、整備促進に努めます。

○　区市町村（保険者）、事業者、地域包括支援センター等が連携して、地域密着型サービスの認知度を高めるため広報活動を強化し、事業者が登録者を確保しやすくなるような環境をつくります。

○　小規模多機能型居宅介護事業所について、登録定員の上限や宿泊サービスの利用定員の規制を緩和するとともに、空室を登録者以外の方が利用できるよう、引き続き国へ提言していきます。

○　小規模多機能型居宅介護について、介護報酬単価を見直すとともに、軽度の要介

護者の介護報酬単価を引き上げるよう、引き続き国へ提言していきます。

〔地域密着型介護老人福祉施設〕

○　小規模特別養護老人ホームについてはサテライト型施設の設置など、より多様な整備手法を駆使して事業者の負担軽減を図り、整備を促進します。

【主な施策】

・地域密着型サービス等重点整備事業〔福祉保健局〕

　地域での 365 日 24 時間の安心を確保するため、区市町村が行う小規模多機能型居宅介護事業所や小規模特別養護老人ホーム等の整備を支援します。

・医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

　高齢者が医療や介護が必要になっても 24 時間安心して住み続けられる住まいを整備促進するため、医療と介護を連携させた高齢者専用賃貸住宅について、併設する医療や介護サービスに関する部分の整備費の一部を補助します。

・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業【再掲】〔福祉保健局〕

　未利用の都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

地域活動１１

問い合わせ先：品川区健康福祉事業部高齢者福祉課　電話：03（3777）1111（代）

品川区　地域に密着し、ひらかれたグループホーム

品川区では、平成 13 年に区民の遺族から「社会福祉に活用してほしい」と、区に寄贈された土地（約 620 ㎡）にて、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護を合築した地域密着型多機能ホームを運営しています。（指定管理者として、社会福祉法人を選定）。

＜ホーム内の様子＞

庭には、旧邸宅時代の植栽もいくつか残っており、外観をはじめホーム内も一般家庭と変わらないつくりになっています。

当ホームは開設当初から地域とのかかわりをとても大事にしており、ホーム内に設置してある「地域交流室」は、町内会をはじめ近隣の方々が気軽に立ち寄れる場所として地域に開放しています。

昨年夏には、中庭で趣向を凝らしたガーデンパーティを開催し、入居者やご家族など 100 名を超す地域の方々が参加され、好評でした。

入居者は、長年住み慣れた地域や環境の中に溶け込んで、いきいきと日常生活を送っており、当ホームは子どもや地域住民がいつも出入りする居心地のよい場所として地域に愛されています。

第２章